

春日都市健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、市民の健康づくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民が生涯にわたり心身ともに健やかで充実して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係団体 市内において保健、医療、福祉その他健康づくりに携わる団体及び自治会その他の地域を基盤に形成された団体をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- (3) 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者、関係団体及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。

- (1) 市民一人ひとりの心身の状態等に合わせて、生涯にわたり心身ともに健やかで充実して暮らすことができるよう継続的に行うこと。
- (2) 市民一人ひとりの健康寿命の延伸及び生活の質の向上に不可欠であることを認識すること。
- (3) 市及び市民等がそれぞれの責務等を認識し、相互に協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策（以下「健康づくりの推進に関する施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、健康づくりの推進のために必要な事項の把握に努め、健康づくりの推進に関する施策に反映させるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら健康づくりに関する意識を高め、心身の状態等に合わせた健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、健康づくりの推進に関する活動に参加し、及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 関係団体は、健康づくりの推進に関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する者の健康づくりに配慮した職場環境の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、健康づくりの推進に関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第8条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康づくりの推進に関する計画（次項において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 妊婦及び子どもの健康に関すること。
- (2) 食育に関すること。
- (3) 生活習慣病の予防に関すること。
- (4) 心の健康に関すること。
- (5) がん対策に関すること。
- (6) 高齢者の健康に関すること。
- (7) 歯科口腔保健に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項に関するこ。

(市民等との協力)

第9条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、市民等と相互に協力するよう努めるものとする。

(情報提供等)

第10条 市は、市民等に対し、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するよう求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。